

兵高教組

2026年1月13日

調査情報 32号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

今月から教育職給料表がかわります

教職調整額引上げだけでは充分な処遇改善にはならない

全教員支給の義務特削減＝担任への加算支給も処遇改善ではない

昨年の給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）改定で、国の予算で26年1月より毎年1%ずつ31年まで教職調整額が引き上げられます。

一方で、常態化している超過勤務時間を「在校等時間」として労働時間とは認めず、従来通り、公立学校の教員には残業代支給をしないと問題の多い改定です。

1月は定期昇給と教職調整額引上げ(26年1月～31年1月)

定期昇給

毎年、1月に「定期昇給」があり、新卒4月採用の方は2級17号から20号へ、一般的には、2年目以降の方は4号昇給します（右に一例）。

※年齢と号給は必ずしも一致していません。

教職調整額31年まで毎年1%引上げ

給特法改定で毎年1%ずつ2031年に10%となるまで引上げられます。



具体的な金額の一部を表1に示します。

※他の級、号の方は左のQRコードからご覧ください。

現在の働き方では、せめて教員としての職務給である教職調整額が直ちに10%へとならないものかと考えます。

しかし、引上げができたのは、教職員組合運動の一定の成果ではあります。

●大卒新卒教諭 2級17号→20号
265,400円 → 269,000円

●25歳教諭 2級24号→28号
273,700円 → 280,100円

●35歳教諭 2級64号→68号
345,700円 → 351,300円

●45歳教諭 2級104号→108号
402,700円 → 407,400円

号	給料月額	旧教職調整額(4%)	12月までの賃金	新教職調整額(5%)	1月からの賃金
20	269,000	10,760	279,760	13,450	282,450
28	280,100	11,204	291,304	14,005	294,105
68	351,300	14,052	365,352	17,565	368,865
108	407,400	16,296	423,696	20,370	427,770
再任用	288,900	11,556	300,456	14,445	303,345

表1 教職調整額引上げによる賃金改定

「未配置依然深刻な状況」のなか人材確保の手当(義務特)削減

県人事委員会は「教職員未配置は依然として深刻な状況」との勧告し、教員の確保は待ったなしの状態です。

「人材確保法に関する重要な役割」(文部科学省HP)である「義務教育等教員特別手当」(義務特手当)が、今月からは12月までの額から3分の1相当の縮減をされました。

縮減されたお金を基(原資)にして、担任2,000円、担任以外1,000円の加算を支給(特別支援学校教員には不支給)。処遇改悪で、教員確保にはつながりません。

表1と表2から高校の再任用者の賃金を比較すると
(表1) 14,445-11,556=+2,889円 (表2) 3,800-2,600=-1,200円
計1,689円引上げ+担任手当2,000円か担任以外の手当1,000円

号	旧義務特別手当	新義務特別手当
20	2,600	1,800
28	2,900	2,000
68	4,800	3,300
108	6,200	4,300
再任用	3,800	2,600

表2 義務特引下げ

教職調整額の引上げは超過勤務の代償ではない

2024年5月、中央教育審議会(中教審)は給特法への「審議のまとめ」を公表し、パブリックコメントが6月14日～28日で実施され、1万8354件(文科省過去1,171案件中最大数)が寄せられました。公表された内容には、教職員定数の抜本的増員や残業代支給を求める意見が相当数ありました。

しかし、中教審は、24年8月、一般の労働者と同じ「残業手当は検討しない」と答申。25年6月成立の改定給特法等は答申を引き継ぎ、教員の超過勤務を自主的な「在校等時間」として労働時間とせず、残業手当不支給としています。

改定給特法の最大の問題点は、時間外勤務を労働時間として認めず、一切の時間外勤務手当を支給しないと、労働基準法の原則を逸脱したことです。

教職調整額が直ぐに10%となっても、週あたり勤務時間(高校53時間44分(2025年度高教組調査))を基にすると、一週12時間32分、一ヶ月(4週)で50時間8分の超勤。50時間の残業手当(時間単価で1.25倍)には、4から10%への調整額引上げでは及ばず、代償になり得ません。

長時間過密労働が常態化している教職員の処遇改善は、超勤縮減が最優先です。長時間労働の歯止めとなる残業代支給のしくみを設ける改定給特法の再改定が必要です。

また、教職員の基礎定数の改善や少人数学級の実現で教職員を大幅に増やし、業務量を減らすことが大切です。そのためには教育予算の増額です。改善に向けた「すべての教職員の処遇改善と長時間過密労働解消のための請願署名」(3月6日文科省提出)を全国でとりくんでいます。是非、ご協力を!



←組合加入、隨時受け付け中

「日本の法定給与は15年勤続教員の給与は減少、2024年においてもOECD平均を下回る。」(OECD(2025) 図表でみる教育2025)より)